

もくじ

原田 完 議員	代表質問	・・・	1
みつなが 敦彦 議員	代表質問	・・・	10
他会派の代表質問項目		・・・	20

●京都府議会 2017 年 9 月定例会が 9 月 11 日に開会し、9 月 14 日に日本共産党の原田 完議員、みつなが敦彦議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 代表質問

原田 完 (日本共産党 京都市中京区)

2017 年 9 月 14 日

北朝鮮ミサイル発射による偶発的衝突を避けるために直接対話を

【原田】日本共産党の原田完です。議員団を代表して知事並びに理事者に質問します。平和と民主主義を守る問題について伺います。最初に、北朝鮮の核実験についてです。

9 月 3 日、北朝鮮は昨年 9 月に続く 6 回目の核実験を強行しました。核実験は、弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であり、国連安保理決議、6 カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。それは、国際社会が求めている「対話による解決」に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択など「核兵器のない世界」をめざす世界の趨勢に逆らうものです。日本共産党は、強い憤りをもって、この暴挙を糾弾し抗議するものです。

いまの最大の危険は、軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図に反して偶発的な事態や誤算によって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれ、強まっているということです。おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避しなければなりません。今必要なことは、北朝鮮の軍事的挑発の中止とともに米朝の直接対話に踏み出すことであり、そのための努力です。知事も安倍内閣に直接対話に努力するよう働きかけるべきではありませんか。いかがですか。

京丹後市にある米軍 X バンドレーダー基地は、「我が国の弾道ミサイル防衛に万全を期すため」と知事は言ってきましたが、米国本土の防衛のためであることは明らかであり、軍事的緊張を作り出しています。この間の北朝鮮のミサイル発射についての情報提供は一切不明です。また近代戦争ではレーダーサイトは最初の攻撃目標です。京都府民・京丹後市民が直接の危険にさらされていることは明らかではありませんか。現地では「ミサイル落下訓練実施を」との声も出ていていると聞きます。知事として、そもそも危険な基地建設に反対の姿勢をしっかりと示すこと、国にしっかりとものを言うことが何よりも平和に貢献し府民の安心安全を守る知事の取るべき姿勢ではないでしょうか。見解をお示してください。

核兵器廃絶は日本政府が先頭にたつべき

【原田】日本は、唯一の被爆国であり「核兵器廃絶」は日本国民の悲願です。ところが、安倍内閣は、史上初めて核兵器禁止条約を審議採択した国連会議に参加せず、8 月 6 日・9 日の広島・長崎の平和式典では、核兵器禁止条約に一切言及しませんでした。これに対して、被爆者との懇談の場で「どこの国の首相か」と厳しい怒りの声が噴出しました。今、国内外の 9 名の被爆者の方が呼びかけた「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が取り組まれています。知事は、6 月に賛同署名をされましたが、核兵器完全廃絶には、日本政府こそが核兵器禁止条約を批准

すべきですが、知事の認識はいかがですか。

9条改憲「戦争する国」づくりやめよ 共謀罪法の運用を中止し廃止を

【原田】安倍首相は、2020年に憲法9条1項、2項を残しつつ3項に自衛隊を書き込むとの改憲案を提示しました。9条2項の「戦力不保持」の規定は「武力なき平和」の理念をかかげたものですが、「自衛隊」を書きこめば海外での武力行使が無制限になります。俳優の加藤剛さんは、平和集会などで「誰もがもっと生きたかったに違いない。憲法は戦争で亡くなった人たちの夢の形見」だとし、9条を絶対に変えてはならないと言っておられます。

日本国憲法施行70年となった今年、実質的に9条の規定を変えて「戦争できる国づくり」へ進めようとする動きは、改憲右翼団体の日本会議の描いたものに沿って、安倍首相・自民党総裁が改憲発言を強弁したのですが、直近の共同通信社による世論調査でも憲法改悪には53.4%が反対しています。この状況を知事はどのように思われますか。お答えください。

次に、「共謀罪」についてお聞きします。この法はこれまで3度も廃案になったのに、参院法務委員会の採決を省略し、6月15日に強行採決、7月11日から施行しています。電話やメールなどの盗聴を可能にし、ライン、フェイスブックなどの通信手段も監視対象とされるとしています。戦前の「共謀罪」とよく似た、治安維持法は、共産党への弾圧を中心とし、民主的な人士や宗教家にまで及び国民を相互監視社会におき、自由も個人の尊厳もない社会をつくりましたが、天下の悪法としてポツダム宣言受諾のもとで廃止され、共産党員を始め多くの人は刑が無かったものとなったのです。かつて、治安維持法がそうであったように、ひとたび内心を処罰する法律をつくれれば、時の政権と捜査機関次第で、恣意的に解釈され、萎縮効果をうみ自由な社会をおしつぶしていくことが教訓です。知事は、共謀罪法の運用を中止し、廃止すべきだとは考えませんか。いかがですか。

また、日本政府は、特高警察や憲兵・特高検事等々によって拷問で命を奪われた人たちに一切の謝罪や補償をしていません。ドイツやイタリアでも、日系人を強制収容所に押し込めたカナダ等でも、国家が謝罪し、人権の回復と補償が行われているのに、日本政府の姿勢は過去の過ちに向き合うことなく今日まで来ました。

知事は、主権在民、戦争反対、8時間労働制、男女同権、小作制度からの農地解放、18歳選挙権等々、今では当たり前となっている憲法の条項は、戦前の絶対主義的天皇制の下、命をかけてその旗を掲げた闘いが結実したもので、こうした人達がいたことをどう思っておられるでしょうか。京都の関係者も治安維持法により拷問、虐殺され、葬儀はしないという条件で遺体の引渡しをされた被害者もいます。諸外国と同じように国家として謝罪することは必要だと思いますが、いかがですか。

【知事】まず、北朝鮮の問題でありますけれども、北朝鮮は国連決議を無視して度重なるミサイル発射や核実験を行いますと共にグアムにある米軍の戦略軍事施設周辺に向け、ミサイルの発射を計画、また、北朝鮮労働党機関紙においては「日本も攻撃の対象となる」として、攻撃の対象として具体的に東京、大阪、横浜、名古屋、京都の5都市を挙げたこともありますし、今日もまた「日本をこらしめる」と発表しているようであります。こうした中で私どもは、まさに「平和裏に解決されるべき」というのはその通りですけれども、対話を拒んでいるのは北朝鮮であります。日本やアメリカが対話を拒んでいるわけではありません。どうやって北朝鮮を対話の舞台に出していくのか、そのために世界各国が国連を中心に共同して取り組んでいるのではありませんか。そのことを考えるべきではないかと思えます。

次に、米軍経ヶ岬通信所についてでありますけれども、経ヶ岬が危険というより、もうICBM、水爆を持ったと向こうは言っている。電磁パルス攻撃まで言っている。すでに部分的な攻撃の問題では無くなっております。ミサイルは北海道を飛び越えて行った。島根、広島、高知の上

を通すと言った。こうした中で、私どもは国防の必要性に対してしっかりと責任を持つ国から説明を受けると共に、府民の安心安全を守る立場から安心安全に関する事項について防衛大臣に確認し、これが履行されるようこの問題については京丹後市と連携して状況を確認してから改善を求めて来たところであります。このスタンスは変わりがあるものではありません。

次に、核兵器条約についてであります。核兵器廃絶は、世界で唯一、原子爆弾が投下された被曝国、日本国民の願いであり、京都府においては、これまでいかなる国の核実験に対しても、私と議長で連名で厳重な抗議を行ってまいりました。我が国は核兵器のない世界をめざす大目標を掲げておりまして、国において、国際社会の動向や我が国の安全保障などをふまえて、核兵器が確実に廃絶される実行ある取り組みを進めて頂きたいと思っております。

憲法改正についてでありますけれども、憲法改正は最終的には、国民投票により国民が判断すべきものでありまして、憲法のあるべき姿を議論すること事態を否定する必要はないと思っております。憲法改正に対する世論調査の結果についても意見が分かれています。今後、国会において「平和」というものをしっかりと念頭に置いて十分に議論され、国民全体で真摯に幅広く議論されることを願っております。ただ、自衛隊につきましては、「違憲であり廃止をめざす」という原田議員の立場とは私は立場を異にしております。全国知事会でも、今ワーキングチームを設置いたしまして、ほとんど今何も書いていないに等しい地方自治の本旨に関して、まさに、国民主権の発露として位置付ける検討を始めているところであります。

次に、組織的犯罪処罰法改正法についてでありますけれども、これは、国権の最高機関であり、国民の皆様から負託を受けてその任に当たっている国会において、審議、可決されたものでありますけれども国民の生活に深く関わる法律だけに、国において、国民に周知いたしますとともに、その運用に当たっては人権に十分配慮し、捜査機関において慎重かつ厳格に適用されることを望むものであります。

憲法の三大原則についてでありますけれども、これはいろいろな方の努力の上でできたものだと思っておりますが、同時に、戦後70年、この歴史の中で、国民ひとり一人が新しい日本を作り上げていくという理想を掲げる中で定着をしてきたものと考えており、そして、これからもそれを続けていくということが、私どもの責務であるというふうに考えております。そして、治安維持法についてでありますけれども、執行にあたっては、人権の配慮や尊重が必要なことは当然でありますけれども、国の判断やそれに対する司法の判断で考えて行くべきものと考えております。

【原田・再質問】北朝鮮の問題ですけれども、国連安保理が全会一致で制裁決議を採択しました。軍事的緊張がエスカレートするもとで、事実上の武力行使である貨物の臨検まで言う圧力一辺倒で対話の模索も努力もしないのでは緊張を高めるだけで問題の解決にならないということは、マスコミ等でも報道されています。その一方で、あらゆるチャンネルを通じて対話による平和的解決が求められますが、知事はこの危機の回避にどういう立場をとって、政府に働きかけようとしているのかもう一度お答えください。

Xバンドレーダー基地問題ですが、Jアラートの情報提供も監視衛星の情報が伝えられているようですけれども、特に京丹後市のXバンドレーダー基地は戦争対峙のものであり、Xバンドレーダー基地が標的となる危険性の高い施設であり、府民の安心安全のために基地の撤去を最優先に求めるということが知事の立場ではないでしょうか。国への働きかけを強く求めておきます。

さらに、憲法問題では、安倍首相による憲法9条改悪を阻止する広範なみなさんが「安倍9条改悪NO！全国市民アクション」を結成され、3000万署名の壮大な運動が京都の関係者である有馬頼底氏や梅原猛氏、瀬戸内寂聴氏、浜矩子氏、ノーベル学者の益川敏英氏をはじめとする全国19氏のみなさんの呼びかけが行われました。戦前の反省を「自虐的」と言う言葉だけで歴史的諸事実に目をつむり、9条破壊の改憲を進め、再び戦争する国につくり変えようとする政府の姿勢に対し、府民的立場からも、知事としても明確にするべきことを求めておきたいと思っております。

そして、共謀罪に関わっては、知事は司法取引が恣意的に悪用されれば、無実の人を貶める冤罪が起きること、また、内心の自由を罰するものであり、戦前の悪法治安維持法と同様に府民生活に直結する問題として考えるべきです。知事もその姿勢に立つことを求めています。

治安維持法に関わっては、戦前の絶対主義的天皇制のもと命を懸けて戦ってきた人々の要求が今日の日本国憲法に実現しています。共謀罪と類似した戦前の治安維持法は稀代の悪法として敗戦直後に廃止され、また、日本の民主化を決めた「ポツダム宣言10項」が示した日本の民主化が不完全なまま、今日まで続いています。戦後72年、憲法施行70年経ち、改憲の企みがある時、出発点に立ち戻った対応が求められます。再答弁をお願いします。

【知事・再答弁】北朝鮮の問題でありますけれども、外交で一番大切なことは国がバラバラであってはいけない事だと思います。やはり、その付託を受けた政府に任せて、その中で、平和で対話に基づく解決が図られるように努力をして頂くことがすべてだと思います。そのためには国際社会が連携共同して当たらなければなりません。その事を、今政府も努力をされているのではないかと思います。私ども、知事会におきましても「決議」を行いました。やはり、国民生活が脅かされていることに対し、しっかりと対応していただきたいということ。さらには、日本海におきまして大和堆における日本漁船が北朝鮮の漁船に大変な形で侵害を受けている。こうした問題についても対処していただきたいということを願ったところでありまして、政府に対してしっかりと対応を求めて行きたいと思っております。

【原田・指摘要望】国連決議の結果を見ても、米朝の話合いのテーブルづくりが「模索」されており、日本政府だけが「圧力強化」だけを求めています。世界の流れを見ても日本政府の異常さが際立ちます。知事としても平和的解決に向けて「対話による解決」を、引き続き国に対し強く求めて頂きたいと思っております。

食の安全、自給率向上を壊す国の農業政策に反対を

【原田】次に農業問題について質問します。

自民党安倍政権は、来年度、平成30年から、コメの生産調整の国による生産目標数量配分の廃止と戸別所得保障、農作物の直接支払制度の廃止をはじめとした、農業政策の大転換を行おうとしています。既に、2016年11月に農業競争力強化プログラムを決定し、農業関係8法の改悪を行ってきました。農業競争力強化支援法の内容は、民間企業の市場競争を強化し、その結果、家族経営を破壊していく危険性をはらんでいます。農協の解体も民間企業の進出によって、生産資材の価格や農産物販売の安定が壊されていきます。

コメや大豆、麦などの安定的な生産と普及を定めた「種子法」の廃止は、種子の遺伝資源の公的管理を定めたものを国際的種子メーカー「モンサント」「デュポン」など民間企業の利益のために提供することにより、多国籍企業の種子による食糧支配を強めようとしています。また、畜産物の価格安定に関する法律は、指定牛乳の生産者団体による全量委託販売を見直し、生乳の用途別の需給と価格の安定を混乱させます。

さらに、2018年からコメ農家の存亡に関わるコメ需給調整政策の放棄と米の直接支払い交付金の廃止も強行しようとしているのです。食料・農業・農村基本法で「食料の安定供給の確保」を「国の責務」とし、食糧管理法で「毎年、米の需給と価格の安定化に関する基本指針」を定めると規定しているにもかかわらず、コメ需給対策を見放すことは現行法の規定を踏みにじり、農業者の不安定化を増大し、米作だけでなく地域農業に一層厳しい状況にさせるものです。農業関連8法の改悪は京都の農業と農家の経営安定を否定するものです。京都の農業を守る立場で、国の施策の大転換に対する知事の認識を示していただきたいと思っております。いかがですか。

「京都食管」をつくり農家の支援を

【原田】今日、農村からは後継者不足と高齢化、米価をはじめとした農産物価格の低迷に対する嘆きの声が聞こえます。基幹的農業従事者は全国では1985年から半減し、京都も約10年間で約30%も減少しています。総出荷額は、27%の減少、京都の生産額は15%減少しています。

今、必要なのは、日本の農業を発展させ、家族経営の農家を守ることです。蜷川府政は、国の悪政で農業経営が危機的状況に追い込まれた時、「京都食管」をつくり、農家が安心してコメの生産ができるよう国の悪政の防波堤となって京都府民を守ってきました。

先日、わが党議員団が、新潟県「公的サポート事業」について伺ったところ、中山間地の営農者に、県が1ヘクタールあたり15万円の補助金を出し、他業種の平均賃金の8割まで引き上げることで農村の維持を行うというものでした。

水田の持つ環境保全、国土保全、安全で美味しい食料提供と農村地域集落を支える農家の経営支援、特に戸別所得補償の復活を京都府知事として、また全国知事会会長として国に働きかける事が重要です。いかがですか。また、かつて府が「京都食管」として農家を支援したように、京都府が実施することを検討すべきではありませんかいかがですか。

また、農業機械や設備への補助制度も必要です。南丹市園部の農家の方にお話を伺ったところ、「機械の更新で急がれるのは、コンバイン3条刈600万円、田植え機6条植え300万円だが、これまでの借金もあり新古機械しか買えない」「今は、高齢の方でも田んぼを守りたいと頑張っているが後継者がいないため委託を希望するところが増えている」また、「公社に委託している農業者はほとんど農業収益が出ず、逆に自家消費の飯米は購入しなければならない」と言われています。農業従事者が居なければ作付けも出来ず耕作放棄地ならざるを得ず、地域そのものが守れません。認定農業者、非認定農業者であっても、地域農業を支えている受託農業者には、せめて機械設備投資への直接助成、補助制度の充実強化を支援することが必要です。いかがですか。

【知事】農業施策についてでありますけれども、食料を生産、提供する農業、とりわけ農村では地域を支える主要産業でありますけれども、単に産業としてだけではなくて雨水を貯留し洪水などを防ぐ防災機能、多様な生き物を育む自然環境の保全、そして美しい農村風景など多面的な役割を果たしてきていると思います。このため、京都府では、農業を守るためにマーケットイン型の農業を推進するとともに、中山間地域が多く不利な生産状況の中で、小規模農業も含め、地域農業や農村を守る多様な担い手を支えるために、農業改良普及センターを中心とする農業応援隊による「よりそい支援」ですとか、小規模な農業者の行う生産の販売改善を行うチャレンジの支援、さらに、里の仕事人による伴走支援などによる地域課題の解決にむけ積極的な施策を講じているところであります。

こうした中、先の通常国会で成立した「農政関連8法」でありますけれども、儲かる、競争力のある農業を目指しているようであります。確かに、若い人が農業に進んでいくときには、その産業の発展性がなければ、中々若い方はこの道に進んで行かれませぬ。そうした中では、農業自身がかれの発展産業であるということを位置付けることは間違いではないというふうに思います。しかし、現在において、非常に不利な立場、厳しい立場におかれている方々についても、同時に配慮をしていかなければ「真の農政」としての充実はできないのではないのかと思います。

こうした中、民間ノウハウを活用した主要農作物種子法廃止につきましては、採算に乗りにくい種子の供給について不安視する声がありますので、引き続き、都道府県が種子生産にかかわれるよう財政措置の継続を、国に対して強く求めているところであります。また、農業資材や農産物の供給、流通の改善を踏むための農業競争力強化支援法については、農業者レベルでの資材価格の引き下げに繋がるよう国に適切な実施を求めていきたいと思っております。さらに、収入保険制度を導入する農業保険につきましては、対象となる青色申告が、これは販売農家が3割程度のため、制度の普及だけではなく、青色申告の普及が課題となっております。このように、それぞれの法律について京

都府としましては、しっかり農家の実情をふまえて、きめ細かな制度となるよう国に求めて行きたいと思えます。

水田農業の経営の自由度を高める観点から、戸別所得補償は30年産から廃止することになりました。地域が主体的に酒米や加工用米、京野菜などの特産物を振興し、水田農業を下支えすることができるよう、国に対し強く要望しているところでありますし、京都府としましては、京都産米に対するアクションプランを策定し、京都米をしっかりとアピールできるようなプレミアム米コンテストや先行産地に近づかせるためのオリジナル品質の開発など、生産の効率から販路開拓までをしっかりと支えて所得の確保向上をさせているところであります。京の農業応援隊を結成し、経営の両面から伴走支援を実施しているところであります。

地域農業や農村を守る農業者に対しましての機械設備の補助制度でありますけれども、今、お話がありましたように、高齢化している一つの農家に600万円とか300万円という機械をそのまま補助をしたとしても、なかなか難しいんじゃないでしょうか。やはりこういった場合は、集落組織ですとか、農業者グループといった形で効果的に施設、設備を使えるような形で整えていかなければならない。私どもはこうしたものに対しての設備投入や施設設備の支援を実施しております。

さらに、水稻の共同乾燥施設などの長寿命化を目的に、機能維持経費などの支援も開始をしたところであります。今後とも、農業、農村の維持発展が図られるように、国の施策についても活用すべきものは活用し、デメリットが生じかねないものや不足するものは国に要望し、合わせて京都府独自の事業を組み合わせ、まさに農業者を伴走支援することによって京都の多様な農業を支える農業施策を講じていきたいと考えています。

【原田・再質問】 来年から生産調整見直し、戸別所得補償の廃止の問題ですが、京都府も進めてきた大規模農家は数百万円単位の減収となります。これでは、農家のみなさんが、本当にやる気がおきるのか。水田については、多様な機能や日本農業の高い生産性が守られるのか。こういう問題が起きてきます。ぜひ農家の戸別補償の問題など援助することが必要です。その上で、国への働きかけの問題も言われていましたが、再度、決意を聞かせて頂きたい。さらに、種子法の関係でも当面単費で支えるということですが、予算が無くなれば、その状況において国が責任を持たないということになれば、いったいどういう状況が起きるのか。再度答弁をお願いします。

【知事・再答弁】 農業は産業であり生活そのものであると思っています。そうした点から京都の農村を守り維持していくことは私に取りましては、大きな責務であります。国に対してもしっかりと言うことは言い、また活用できるものは活用し、若者が京都の農業にもっと入っていきたくと思えるような農業施策を講じていきたいと考えております。

【原田・指摘要望】 御決意を頂きました。かつて京都府が、中山間地規模拡大支援事業を実施していたように、府が単費での支援制度を創設したように、全面的に米作農家、小規模農家の切り捨ての嵐が吹き乱れている時こそ、安心して農業が経営できるように求めておきます。

中小企業団体の組合員は大幅減少。誰もが利用できる助成制度の実現を

【原田】 次に、中小企業支援について伺います。

資本金10億円以上の大企業で、内部留保が403兆4千億円にもなっているのは、アベノミクスの結果です。経常利益は増加したのに労働者の賃金は3.6%しか増えておらず、物価は5%も上昇し、実質賃金は低下しています。全産業の2016年度の売上高は、前年度より10兆円も減らしたのに、経常利益は42.4兆円も増えています。安倍内閣は“企業の税負担を減らせば、設備投資や賃金は増える”と、政権発足時から法人実効税率を7ポイント以上引き下げました。しかし、減税分は設備投資や賃金には、ほとんど回っていません。

京都の中小企業の経営実態は大変厳しい状況が続き、中小企業団体は、軒並み組合員が激減しています。99%を占める中小零細企業の実態に即して、地域経済を活性化させることが、本府に求められる課題です。リーマンショック当時から見ると、京都の中小企業の回復は大きく立ち遅れ、アベノミクスの異常なマイナス金利政策、国の関与で株価だけが回復しているというのが現実です。雇用情勢においても、有効求人倍率が1.4倍を上回っていても、求職者数は増えていません。知事は、中小零細企業の実態と京都経済を、いつも「まだら模様で回復基調」などと言っておられますが、一般的な分析でなく、中小企業団体の組合員の大幅な減少や12万社もの中小零細企業の実態に対してどのように考えていますか。

本府の中小企業への支援は伝統産業生産基盤支援事業は丹後と西陣の業者に歓迎され約250件の利用です。また応援隊の4万社訪問のステップアップ事業では667件の支援が行われていますが、全体から見れば、限られた企業となっています。他にも京都エコノミックガーデニング支援強化事業、企業の森推進事業、地域産業育成産学連携推進事業等は、「意欲のある企業」「元気な企業」の応援となっており、利用企業数はごく限られた企業のみとなっています。

伝統産業生産基盤支援事業費など産地の強い要望で活用されているものもありますが、多くの助成制度は、強い企業への支援であり、限られた企業の活用にとどまっています。どのように捉えているのかお答えください。

地域経済底上げと地域循環経済の促進のために、商店版リニューアル助成事業などが全国でも実施されています。高崎市では、市内全店舗を対象に工事や購入は市内事業者に限定して助成が行われ、施工業者は仕事が増えてやる気が出たと経営・雇用の安定にも波及効果が生まれています。このように誰でもが利用できる助成制度の実現を図るべきではありませんか。いかがですか

また、信用保証協会の基本となる、信用保険法が改悪され、中小企業の資金繰りの条件である部分保証が拡大され、小口融資やセーフティーネット保証等が利用しにくくなるのではありませんか。

制度融資の問題では、信用保証料が高いために県が支援している自治体もあります。国に信用保険法の部分保証の拡大でなく、リレーションシップバンキングの精神に基づいた信用保証制度の拡充こそが必要ではありませんか。国への働きかけと制度融資の拡充を図るべきではありませんか。

府の責務、企業の社会的責任を明確にした中小企業振興基本条例制定を

【原田】昨年、「おうえん条例」の見直しが行われましたが、中小零細企業全体をボトムアップする仕組みとはなっていません。すでに、全国に広まっている中小企業振興基本条例は、41道府県に広がっています。地域を支える地域経済の活性化が求められている時、「おうえん条例」に固執するのでなく、地域社会を担う中小企業の一層の発展を目指し、行政の責務を明らかにするもとで、総合的な支援を基本施策として定めており、その在り方を学ぶべきです。

国においても、中小零細企業の持続的発展と地域経済を支える役割、地域の活性化に資する基本法に沿って、京都府の強いところのみを応援する個別施策の条例でなく、業者と行政、府民の責務、中小零細企業振興を支援する大企業の社会的貢献も明らかにした、条例として中小企業振興基本条例制定が求められると思いますが、知事の決意をお聞かせください。

スタジアム計画など、知事が強引に進める政治手法は大問題

【原田】最後に、亀岡に建設予定のスタジアム計画を始めとする知事の政治手法についてお聞きします。2013年の台風18号で洪水被害にあわれた方や環境団体の方から、建設工事で洪水被害の拡大やアユモドキを絶滅させてしまうのではないかなどとの心配の声が引き続き上がってきています。府職員労働組合のアンケートにも、「仕事のやり方として上にもものが言えない組織になってきていると感じる」「典型的なのは、なぜ、亀岡に百何十億もかけて作らないといけないのかと思っ

と思う」という指摘です。知事は、この強引なやりかたへの意見がだされていることに、どのように受けとめていますか。認識をお聞かせください。

【知事】 中小企業問題についてでありますけれども、最初言った「まだら模様」といったこれは、日銀の京都支店が出した管内金融経済概況ですね、こちらの方からとったわけです。これは非常に中小企業も含めて長年調査をしてきている日銀という金融機関がやっておりますので、その点でいえば一番比較をしていく上では、客観的なものであるということで私は、引用させていただいたわけでありまして。それ以外のところで、またこういうやつもあるよとご指摘していただければ、いつでも私は見に行きますけれども、そのうえで、私どもは、年間 2 万 3000 社の延べ 5 万 5000 社を訪問している中小企業応援隊のヒアリングですとか中小企業中央会の毎月の組合調査、こうしたものによって状況把握に努めておりまして、最近でも同じ北部の建設業でも丹後地域では緩やかな改善傾向にあるんですけれども、ちょっと中丹地域で悪化しているとか、京都市内では観光関連産業が改善しているんですけれども、建設業は悪化しているなど、地域業種によって改善をしているところと、そして非常に厳しいところとが分かれているということをお聞きしているところがございます。

こうした状況を踏まえまして、私どもはこれ全国もあれだと思っておりますが 12 万社の中小零細業者に対して、中小企業応援隊がしっかりと訪問し、寄り添い支援をして、エコノミックガーデニング方式によって伴走を行ってまいりました。さらに中小企業団体の中央会とともにですね、協同組合の経営安定ですとか、経営改善ですとか、販路開拓等の取り組みを支援しているところでありまして、京都だけが進むということではないと思っております。そして、その中で助成制度につきましても、中小企業応援隊の伴走支援の中で企業の森推進事業でも中小企業への支援が半数以上を占めておりまして、個々の中小企業の実情に応じた支援をしております。中小企業の経営ステップアップ事業やエコノミックガーデニング支援強化事業に加え、省エネ対策や円高対策など補正も含めまして過去 3 年間で約 4900 社に対して、56 億円を超える中小企業への助成を実施しているというのが現実の数字であります。強いところの支援という話がありましたけれども、福祉政策ではありませんので、全部にお金を出すわけではありません。その中で計画を作って、これから一生懸命頑張りますよというところを応援する。逆に言うと強い企業はですね、こういった補助金など求めないのが現実でありまして、我々は、なかなかやる気があるけれども、そこが実現できないような企業、これを伴走支援というのは一生懸命やっているということをご理解いただきたいと思います。

また商店街の話がございましたけれども、過疎化高齢化等の地域課題に対応するには、もう個店の支援だけではむづかしい現状、これは一番原田議員がご存じだと思います。商店街全体として取り組んでいく必要があります。このため、商店街のカルテを作り商店街を戸別訪問して課題やニーズを直接お聞きしながら、オーダーメイド型の支援を行っているところでございまして。

次に制度融資についてでありますけれども、これ件数とか額を見ていただければ、もう私どもの制度融資がどれだけすごいかというのは、これ原田議員一番おわかりだと思います。そのうえで、おっしゃっているんだと思いますけれども、私どもといたしましては、さる 6 月に成立した中小企業信用保険法等の一部改正によりまして、業況が悪化する国指定の業種を対象とした中小企業向け融資につきましても、小規模事業者や創業者向けの融資に係る保証枠が拡大されておりますので、そうした点をしっかりと活用していきたい。一方で信用保証料の問題があるんですけれども、これは信用保証協会が、日本政策金融公庫に支払う保険料率の問題がありますので、すでに繰り返し国に提案しているところでありまして、そうした中で、中小企業を下支えするセーフティネットとして制度融資が機能するようにこれからも努力をしていきたいと考えております。

中小企業の条例でありますけど、中身を見ていただきたいと思いますけれども、きちっと我々は方針もすべての企業もやっております、いまいったような施策もこの「おうえん条例」にあつて、「おうえん条例」であれば何か問題があつて、振興条例であれば、というようなということではなくて、こことここが違うんだということをお聞きいただければ、私ももっときちん

反論できるんじゃないかと思しますので、その点ぜひよろしく申し上げます。今後もですね、「中小企業おうえん条例」のもとで、効果的な支援を行いまして中小施策に全力を挙げていきたいと考えております。

次にスタジアムについてでありますけれども、これまでの経緯でありますけれども、府内のスポーツ施設で全体を見た時にですね、これは委員会でも見ていただいたんですけれども、本当に全国的に見ても大変見劣りする状況に残念ながらあります。そして、その中で、サッカーやラグビーなどの国際試合が行われず、子どもたちが希望をもってですねスポーツに接することができない状況がありまして、その中で、懇話会からの提言でやはり球技場を作るべきではないか、さらに施設を望む 48 万人もの署名をいただいたところでありまして、この 48 万人を超える署名というのはですね、いまだかつて出てこなかったんじゃないかなと思っているぐらい多くの方々からの要望を受けて私どもは球技場の建設に乗り出したわけです。そして、建設地の選定にあたりましては府内全市町村に公募をいたしまして、その意向を聞き、そして用地調査委員会を設けて、その議論もすべて公開し、そしてその中で発展の可能性や利便性、経済性、子どもたちの夢の観点などを考慮し、最終的に私が責任者ですからこれを決めるという形になりますけれども、こういう手順を踏んで選定にあたりました。さらに、自然環境に関しましては環境保全専門家会議を設置し、開発を望む思いと自然保護という課題の両立を目指しまして、約 4 年に渡り議論を重ねてまいりました。そして、その中で環境との共生の実現を目指して、座長提案もいただいて、建設予定地も変更していく、そして、この中では国や環境保護団体、関係学会もこうしたことに対しては高く評価をしていただいております。

そして、この場所に建設するスタジアムが治水に悪影響を与えるのもでないことは、そもそもその場所というのは、スタジアム建設の前に都市区画事業で埋め立てることについて都市計画審議会の承認をいただいたところでありまして、スタジアムはその承認をいただいたところに建設することになっているわけですから、スタジアムありきの話でもないことは、ご理解いただきたいというふうに思います。残念ながら、亀岡の治水水準を向上するためには、桂川の下流の改修がこれは不可欠である。そして、私どももそのために全力を挙げて取り組んでいるところであります、こうした手続きに加えまして、公共評価第三者委員会での工事着手の了承と、本当に二重三重に時間をかけて取り組んできたわけですし、これほど時間をかけ、そして、これほど専門家の意見を聞き、これほどですね、丁寧にすすめてきている公共事業。なかなかないんじゃないかなと思いますので、もっと丁寧な事業があるのなら教えていただきたいんですけれども。そうした中で私どもも府民の皆さんに寄り添って事業を進めていきたいと考えているところであります。

【原田・再質問】 実態は、中央会傘下の組合員数の激減、企業の減少は倒産よりもいま廃業が増えつづけている。事業継承どころか企業の数が減り続けている現実をしっかりと行政自身が直接調査し、肌で感じる事が求められています。応援隊任せでなく現場で何が困っているのかを把握して、支援施策を考えることが求められているのではないのでしょうか。

中小企業相談所は技術センターになり経営相談や経営支援が無くなる。そして、産業 2 1 や関係団体を通じて経営支援を行うと言うが、産業 2 1 に派遣されている府の職員は専務理事や企画総務部長等々、直接経営相談には居ない。業者の皆さんは早く被害少なく店じまいとの発想になってしまう。廃業が増え続けている現状に府民に寄り添った経営支援こそが必要だが、いまの府には相談窓口が無い。これでは中小業者のみなさんから府が遠い存在にならざるを得ない。これがいまの状況ではないのでしょうか。府行政が直接府民の経営、暮らしの声を聴く体制を作る決意はあるのか。そのためにも中小企業振興条例の制定を求められる。このことも含めて決意をもう一度お聞かせください。

【知事・再答弁】 条例につきましては先ほど申しましたように、応援と振興とで、どこが中身が違

うのか具体的に、ここをこうすべきだというふうに言っていただくと分かるんですけども、応援を振興に変える、基本に変えろと言っただけでは、まったく正直いってどう答えていいかわからないのが私の思いで、これからもしっかりと条例に基づいて支援をしてまいります。そして、京都府もちろん現場に出ていく面もありますが、一番大切なのはまさに京都府も市町村も民間も、そして中央会をはじめ、そうした中小企業団体との手を携えて行動することであります。この点につきましては、まさにオール京都の組織を作って、そして応援隊を作って行動している。どこかがなんかやるということではなくて、こういう協働の連携の中でいま京都経済をしっかりと再生するために私たちは努力をしていることをご理解いただきたいと思います。そのためにいま経済センターもですね、これによってさらに連携を強化していこうと思っておりますので、是非ともご理解いただきたいと思います。

【原田・指摘要望】 決意をお聞きしましたが、非常に不安になりました。府民に寄り添った府政運営、府民ひとり一人の思いに応える府政運営が求められている。先ほども知事自ら言いました経済センター。しかし、その一方で、経済センターの後ろでは中小企業会館に入っている中小の企業の組合の方々が新しいところには移れない、外に出るような事態も含めて起きています。いまのわれわれのくらし、そして働く人たちが安心して働く上でのいまの在り方そのものが求められます。

また、スタジアム問題でも十分に説明がなされたのか。このことが住民の皆さんからも強い声が上がっています。引き続き、しっかりと府民の声を聴く府政の実現に向けて頑張ることを申し上げまして、質問を終わります。

みつなが 敦彦（日本共産党 京都市左京区） 2017年9月14日

高すぎる国保料の引き下げへ、京都府として一般会計からの繰り入れを

【光永】 日本共産党の光永敦彦です。引き続きまして山田知事ならびに教育長に質問いたします。

はじめに議長のお許しをいただき一言申し上げます。私は8月に、馬場府会議員とともに、福岡県朝倉市と東峰村に豪雨災害支援ボランティアで入りました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、心よりお見舞い申し上げます。この夏は、各地に豪雨が大きな爪痕を残しました。政府あげた支援を強く求めます。

それでは質問に入ります。

まず、来年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化についてです。

なにより保険料が高すぎます。滞納世帯が42,251世帯にも上り、例えば京都市では、ひとり親世帯で年収が200万円の場合、国保料は208,356円、実に保険料だけで収入の1割を超えているのです。貧困と格差が広がる中、いのちを守る最後のセーフティネットのはずの国保が、こんな状態ではいはずがありません。都道府県化により国保料がどうなるのか、まさにいのちに直結する課題ではないでしょうか。このため、現在、京都府知事宛に「府民のいのちを守る署名」が取り組まれております。

この間、京都府国民健康保険運営協議会が3回開催され、今議会に運営方針中間案が報告されます。しかし、肝心の保険料率と市町村納付金については、何ら示されません。7月には、新制度を前提とした試算が行われ、都道府県や市町村の判断で公表できることになっています。すみやかに結果を公表し、住民的な論議をすべきではありませんか。いかがですか。

知事は「被保険者の年齢構成が高く、医療ニーズが高い一方で低所得者が多く、保険収入が少ないという構造的な問題を抱えております」とし、「市町村の運営では遅かれ早かれ制度の限界を迎える」と答弁されてきました。しかし「構造的な問題」は、いくら都道府県単位化し、支え手を増やしても根本的には解決しません。最大問題は、「国保は支えあいの制度」とその役割を歪める一方、政府が、1984年に

5割近くあった国庫補助率を25%程度にまで減らし、その結果、高すぎる国保料がのしかかり、本府では42251世帯も滞納に陥っていることにあります。この現実をどう受け止めておられますか。また国庫補助率の抜本的な増額なしに構造的な問題は解決できないと考えますが、いかがですか？お答えください。

さて知事は、「法定外繰入を行うことも可能」と述べられました。これまで市町村が繰り入れてきたことを念頭におかれていると思います。京都社会保障推進協議会の自治体キャラバンの中では、向日市を除き、今のところおおむね法定外繰り入れは継続する方向で検討されているとお聞きをしています。問題は、払える保険料にすることですから、京都府も市町村努力とともに、一般会計からの繰り入れを行い、保険料引き下げに踏み出すべきと考えます、いかがですか。

高齢者の貧困対策として、実態把握と直接支援の体制づくりを始めよ

次に、高齢者の貧困問題と自治体の役割について伺います。

「国民生活基礎調査」によると、65歳以上の高齢者世帯の生活意識について、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計は、95年に37.8%、2014年には58.8%に達し、過去最悪となりました。年収200万円以下の「貧困高齢者世帯」は4世帯に1世帯にものぼり、現役の50、60歳台は、給与も年金も下がっており、今後貧困高齢世帯は500万を超えると予想もされています。そこでまず、今日における高齢者の貧困の特徴と原因をどうとらえておられるのか、ご所見を伺います。

さて、医療機関や地域包括支援センターで伺うと、月13万円の年金暮らしの65歳の方は、糖尿病で入院の際、マル老の制度改正で対象から外れ、月8万円程度かかり、退院後も三割負担となります。「このままでは糖尿病治療を続けられるかどうか心配」と言われ、あらためてマル老改悪の影響は重大と感じました。また、一人暮らしの男性は、高齢になり商売をやめたとたん、賃貸の店舗兼自宅の家賃がたちまち払えず、退去を求められ、地域包括支援センターになんとかたどりつき、高齢者でも入れるアパートが見つかりしのげたなど、ギリギリの事態が広がっています。

高齢者の貧困を拡大させないためには、年金、医療、介護、雇用など各制度の抜本的な見直しが必要ですが、そのためにも、複合的な困難をかかえた高齢者の実態を総合的・具体的につかむことが私は必要と考えますが、どう対応されますか、お答えください。

この間、貧困の実態が見えにくく、地域包括支援センターやボランティア等非営利活動が、高齢者の複合的な困難を必死で支えておられます。本府では、地域包括支援センター18カ所が直営で、残る108カ所は委託となっております。行政の福祉部門の職員は減り、制度と事業所が縦割りで、しかも介護保険は限定的となっております。その上政府は「我が事・丸ごと」などと地域と住民に「共助・自助」をおしつける、これでは、高齢者の貧困問題を行政から遠ざけてしまいかねません。そこで少なくとも地域包括支援センターの直営化や、体制強化への支援策を京都府が講じ、高齢者の実態を直接把握できるよう、責任体制を明確にできる仕組みをつくるべきと考えますが、いかがですか。

さて現在、京都府社会福祉協議会を中心に生活困窮社会における地域づくり研究会が行われ、いくつかの自治体では具体化がすすめられているものの、例えば税の滞納をどう把握し解決を図るのか、までの具体化には至っておらず、全体として生活再建のための連携や包括的支援策は、ほとんどないのが実態となっています。

一方、税を滞納している方に、市長先頭に「ようこそ滞納いただきました」と受け入れることで有名な滋賀県野州市では、「くらし支え合い条例」を昨年10月1日施行し、「生活困窮者対策」に取り組んでおられます。私たちも直接伺いましたが、困り事の解決にとどまらず、「生活不安」となっている問題を総合的に相談し、国民健康保険の滞納や各種減免相談、就学援助、生活保護の申請、労働局との連携等ワンストップで支援をされています。市民生活相談課職員さんは「住民税が滞っていれば固定資産税や国保税を納められず、水道料金や給食費も滞納している可能性もある。困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事」と言われました。

そこで伺います。生活実態の全般を把握し、行政が直接支援できるよう、市町村とネットワーク化し、ワンストップサービスができるよう、組織の在り方も含め、取り組みを始めるべきと考えますが、いか

がですか。お答えください。

【知事】 光永議員のご質問にお答えいたします。

まず国民健康保険でありますけれども、国民健康保険は、他の保険者に比べまして、年齢構成が高く、一人当たりの医療費が高い、無職の方が多く、所得に占める保険料の比率が高いなどを特徴としておりまして、かつてはどちらかというと農業者とかですね、商店の方の保険であったわけでありまして、今は無職の方やアルバイトの方の保険になってきているということで、このままで行きますと、保険としての基盤が小さいと安定的なサービスが提供できないということで、これは都道府県化を進めてきたわけでありまして、この点をご理解いただきたいというふうに思います。そしてその中で、この新制度移行に当たりましては、私は国に強く求めまして、毎年 3400 億円、これはだいたい今一般会計から繰り入れてる額程度ですけれども、これの、政府支援の拡充を実現をしました。今でもまだ紆余曲折はありまして、去年の年末もかなり激しく政府とはやり取りを行いましたけれども、そうした中でも、1700 億円につきましては、すでに低所得者対策として投入され、京都府におきましても約 34 億円が 28 年実績で交付されるなど、着実な成果もあげてきているということもご理解いただきたいというふうに思います。

そして試算の公表でありますけれども、今試算を繰り返しておりますけれども、今まだ平成 28 年度の医療費実績のものと算定でありますし、30 年度から投入予定の国費の拡充分 1700 億円のうち、500 億円がまだ示されていない現状にあります。さらに、激変緩和に対する国の考え方も示されておりませんので、こうしたことを踏まえて、私としましては、30 年度を見据えた本試算のための算定数値が示されるとともに、国費拡充全額の配分方法ですとか、激変緩和の方法の提示などの条件が整ったらですね、すみやかに公表していきたいというふうに思っております。

法定外繰入につきましては、これはもう市町村の政策判断になります。子ども医療費におきましても、京都府は「ここはやります」。それに対して、京都府と同じだけの補助をしているところもありますし、さらにそれに上乗せをしているところもあります。まさにこれは市町村の政策判断であり、市町村自治であるというふうに思っておりますので、例えばその中で、28 年度と同額の法定外繰入が行われるとすれば、3400 億円の国費補充分がありますから、その点では国保の負担軽減が行われるということは、数字上は間違いないというふうに思います。あとは市町村の政策判断のまた当否だというふうに考えております。京都府といたしましても、加入者一人当たりの医療費が毎年約 3% 伸びている中、国保に対しまして、平成 29 年度当初でも約 260 億円もの予算を確保して、懸命に制度を支えてきているところであります。消費税の値上げが延期されてですね、非常に地方消費税が入ってこない、厳しい財政環境の中でもこの制度を維持するようしっかりと頑張っていることをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、高齢者の貧困と自治体の役割についてであります。類を見ない速さで進む高齢化や核家族化の進行などによりまして、高齢者人口に占める生活保護の受給者数は、十年前と比較し約 1.5 倍増加をしております。また、被保護世帯のうち、高齢者世帯の割合も増加傾向にあります。とりわけ、65 歳から 70 歳までの受給者数の増加や、高齢単身世帯の増加が顕著になっております。預貯金の減少が高齢者世帯の保護開始理由で最も多くなっており、続いて病気、老齢による収入の減と続いております。だいたいこれが、高齢化全体で見てもですね、同じような傾向にあるというふうに考えております。それだけに、まず一つにはやっぱり、収入が確保されるという点ではですね、まだまだお元気で就労を希望される方につきましては、ジョブパークにおいて専門のカウンセラーが相談や職業訓練、再就職の紹介などを支援のワンストップで実施いたしますし、就労が困難な方につきましては、これは福祉制度等によってですね、生活を支えるとともに、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下し、慢性疾患を抱える方も増えるなど、やはり日常生活の課題を抱えておりますので、複合的な困難を抱える高齢者につきましては、地域での民生児童委員や社会福祉協議会、自治体、NPO など等々、地域包括支援センターが連携して、その中で実態把握に努め、介護に関する相談やケアプランの作成の中で、この支えあいをしていかなければならないし、また公的支援をしっかりと行っていかなければならないというふうに思ってお

ります。ただその地域包括支援センターについて、どういう形でやっていくかというのは、これはまさに市町村の責任を持っての判断になりますので、その中で市町村がこういう形での支援とか、そういうことがあれば、我々としてはそれを考えていきたいと思いますが、京都府が行いますのは、今、地域包括ケア推進機構をつくっておりますけれども、まさに全体としての、そうした地域包括ケア支援センターが回っていくための人材育成ですとか、医療介護連携の大きな流れをつくるとか、そうした中でものを行っております、基幹センターなどの設置に関しましては財政支援も行っているというところでございます。

ご指摘ありましたように、これからの総合的な取り組みでありますけれども、ご指摘の通りやはり市町村が、そうした面では、福祉からですね、様々なケアまですべて総合的に見ていくというのが体系になっておりますので、市町村レベルでまず総合的な課題に取り組む体制をつくっていく、そしてそれを、私どもは地域包括ケア推進機構をはじめとして、府の機関で支えていくという形になろうかなというふうに思っておりますので、これからもそうした点からのしっかりとした支援を行ってきたいというふうに考えております。

【光永・再質問】再質問をさせていただきます。まず国民健康保険の都道府県単位化なんですけれども、今、一番の問題、心配事は、国民健康保険加入者等の保険料がどうなっていくのか、ということだと考えます。私、全国保険医団体連合会の調査を調べましたところ、8月末時点で、全国21道府県で保険料や納付金の試算をすでに公表されております。本府は、先ほどあったように保険料の公表をしないまま、今後パブリックコメントをやっていくと、これいったい何に意見を言うのか、ということに当然なっていくかと思うんですね。その後で、国が示す指数に基づいて計算して、公表して、2月議会にかかって4月実施と。こんなひどい話ないわけです。やっぱり、いったい保険料はどうなっていくんだと、実は下がるのか、そして下がるためにどうしてくれるんだと、ということが当然心配なわけですから。私、京都府として、保険料引き下げの決断させるために、一般会計からの繰り入れをすること第一質問で言ったんですけど、その点では答えがなかったので、この点はいかがかということをもまずお答えください。それと、先ほど述べました府民的な論議が、やっぱり保険料についてどうなるのか、する必要があると思うんですね。それについてどうされていくのか、そして、いつの時点で公表されるのか、これ明確にお答えください。と同時に、市町村がですね、独自に公表して、市町村レベルで住民的論議されるのは、私は自由かと思うんですけど、その点はそういう認識でよろしいんですね。もう一度お答えください。

高齢者の貧困についてはですね、今やらなきゃいけないことは、これだけ急速に貧困が広がる、あるいは今後も広がる可能性が非常に高いという下で、まずですね、実態把握に努めるということが大事だというふうに思っていて、その点については、これから包括支援センター等で連携してつかんでいくとおっしゃいますけれども、包括支援センターに来れる方、あるいは包括支援センターが担当できる方も限られているわけで、やはりその前提として、今全体どうなっているのかということ、しっかりと把握することが必要だと思うんですね。そこは京都府が調査に乗り出すべきやと思うんですけど、その点いかがでしょうか。再度お答えください。

【知事・再答弁】これにつきましては、先ほど申しましたように、京都府は当初予算でも260億円ものですね、予算を確保して懸命に支えているということを申し上げたわけでありまして。これ以上の財源とかそういうことを示さずに、いたずらに、どんどんどんどん一般会計から繰り入れる、これは国民健康保険というのは、受益とサービスの関係がありますから、その中でどういうふうに判断をしていくかということをお考えなければならぬ問題ですので、そういうことにも触れながら、やっぱり私は、質問するのが公平・公正ではないかなというふうに思います。

その中で私どもは、国に対して3400億円もですね、繰り入れをしっかりと獲得をしまいいりました。ですから、そうした面から申しますと、府下の一般市町村が今の法定外繰入をそのまま継続すれば、そういう面では保険料は安くなるということとは言えると思います。従いまして、あとの市町村が法定外繰

入をするかどうか、これは市町村長の、また市町村の議会の皆さんの判断でありますので、それについて京都府が何か言うことはございません。

高齢者につきましてはですね、そうした中で、まさに実態をしっかり把握し、総合的に福祉から介護・医療をやっていくのは、これは市町村が一番その実態をつかまなきゃいけない。それについて、私どもはお手伝いをしながら、包括的な立場でですね、基盤を整えていくことをやっていくというのが、いちばん実態にとって、また現場にとった、私は政策になるんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

(国保の試算結果の)公表については先ほど申しましたように、きちっとした条件があったら公表いたしますけれども、少なくとも、先ほど申しましたように、今の中では、法定外繰入がそのまま行われれば、政府からの繰り入れが入ってまいりますので、その分だけ減っていくということは間違いない、ということをお知らせします。

【光永・指摘要望】市町村の保険料の試算を自由に公表できるのかどうかについてもお聞きしましたので、その点、またあとでお答えください。いずれにしてもですね、知事のお話では、仕組みや財政論の話がどうしても中心になるんですよね。私が問題提起しているのは、払いたくても払えない保険料の引き下げに、真剣に向き合うべきだということ言ってるんです。知事は京都府は負担しているとおっしゃいますけど、それを言うならですね、市町村だって法定負担やっているわけで、京都府だって法定負担やっているわけです。ただそれを超えて、市町村は住民の皆さんと一緒に、これまで苦労して苦労して、一般会計から繰り入れしたり基金から繰り入れしたり、努力しているわけですよね。知事が都道府県化を推進してきたと、制度安定化しばらくできますと、しかし国のお金がどうなるかわかりませんが、市町村が独自判断で繰り入れされて保険料下げるのは自由です、ってな話になると、京都府はいたい何するんかと。やはり、都道府県化してきた以上ですね、京都府だって一般会計繰入してですね、市町村の努力に加えて、さらに保険料が下がるように努力すると、そのことが今、私はすごく大事だということをあらためて指摘して、次の質問に移りたいと思います。

「残業代ゼロ」法に反対。労働者保護につながる公契約条例の制定を

【光永】次に雇用と賃上げについて伺います。

この間議員団は、京都労働相談センターや、弁護士の皆さんとともに街頭労働相談に取り組み、これまで279人と対話しました。また夜駅頭で労働相談を続けています。そのうち76%が仕事に問題を抱えており「10年間昇給なし、有休もとれない」「自分は派遣で定時に帰るが、社員は残業月100時間が当たり前」などブラックな働き方が構造的に蔓延しています。本府はワーキングプア率全国ワースト4位、非正規雇用率は41.8%で全国ワースト3位、1週間の就業時間が60時間以上の割合が11.1%で全国ワースト3位など、賃金が低く長時間過重労働が厳しい地域となっています。そこで、深刻な雇用実態を把握し解決するため、労働局と連携し、街頭労働相談をはじめ、アウトリーチして外で実態把握する必要があると考えますが、いかがですか。

さて10月から最低賃金が全国平均で823円から848円になるものの、これでは年収180万円に届きません。また安倍政権は働き方改革法案要綱で、過労死ラインの残業を容認し、「高度プロフェッショナル制度」では労働時間規制を適用せず、残業代をゼロにし、休日104日以上を義務化しようとしています。社会問題となっているヤマト運輸でも年間休日が117日ですから、祝日やお盆、年末年始も残業代を払わずに無制限に働かせることにつながります。そこで伺います。働き方改革実行計画では時給1000円の達成年限が消え、実質先延ばしにされてしまいました。本府では831円から856円となりますが、今すぐ全国一律制による時給1000円に引き上げる必要性についてどう考え、どう行動されますか。またこの秋、臨時国会で提出が狙われる高度プロフェッショナル制度について、どうお考えですか。さらに私は導入中止を政府に求めるべきと考えますが、いかがですか。

さて、わが党議員団はこれまでから、低賃金と長時間過重労働の解決にむけ提案を行ってきました。その一つが公契約条例です。昨年12月の代表質問で、私は政策的に引き上げられてきた設計労務単価が

賃金として支払われているのか、現場の実態を把握すらしない本府の姿勢を批判しました。一方、最も早く成立した千葉県野田市では見直しがこの間行われ、業務委託範囲を拡大し、職種別賃金の導入、業務委託契約の長期継続契約の締結を可能にし、受注者変更時の継続雇用確保努力義務を課すなど、下請け等への賃金確保に加え、労働者保護も盛り込んでいます。さらに川崎市や国分寺市などでは、適用労働者の対象に一人親方を加えることにより、請負契約の労務費が明確になり、結果として重層化に歯止めがかかっています。

大問題となった京都市立病院の青い鳥保育園が法人化に伴い民間委託される際に、これまでの労働者の雇用継続をはじめ、労働条件が契約に入ることとなりました。しかしその委託先が変更される際に、京都市は「経過措置」であるとして例外対応であると述べ、その結果全員が解雇され、裁判が闘われています。現在、京都府の公契約大綱には、賃金規定も労働者保護条項もありません。民間委託や委託変更などを広げながら、労働者保護の具体的な対策をとらないことは、きわめて重大と考えます。この点どう対応されますか、お答えください。

そもそもILO国際労働機関の「公契約における労働条項に関する条約」第1条3項には「下請負業者又は契約の受託者により行なわれる作業に適用する」と民と民の契約も対象とし、しかも「権限のある機関は適切な措置を講じなければならない」と述べています。そこで、賃金規定や労働者保護条項等、最新の到達点を踏まえた条例制定が必要と考えますが、公契約大綱で十分というお考えですか、そうであるならその理由を明確にお答えください。

住み続けられる地域づくりへ、「地域自治組織」などに府の支援を 必要な職員増を含めて、振興局のあり方と配置を見直せ

【光永】次に住み続けられる地域づくりと自治体のあり方について伺います。

国の地方創生が新たな様相で動き始めています。2015年改訂の日本再興戦略で「ローカルアベノミクスの推進」とし、リニア新幹線建設や北陸新幹線の延伸、京都で城陽の再開発など、インフラ整備や再開発をすすめながら、一方で地方の構造改革をすすめ、新たな儲け、稼ぐ力をつけるというものです。そのためにコンパクトシティや行政コスト削減、広域的自治体連携が政府によって狙われています。その結果、地方創生推進交付金にみられるよう、政府の描くストーリーに沿う計画を描いた自治体には交付金が採択される等、中央集権的に地域の切り捨てや集約化が進み、5年後には自立が求められるのです。これでは地域はいつそう住み続けられなくなると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

さて私はこの夏、鳥取県岩美町で開かれた小さくても輝く自治体フォーラムに参加してまいりました。ここには全国から首長、自民党をはじめ地方議員さん、自治体職員も含め参加されていました。鳥取県は、この6年間で4000人を超えて移住されています。この傾向を「田園回帰」とも言われていますが、NHKでも放映された、「移住1%戦略」としてそれぞれの町や集落が毎年人口の1%程度を増やすことで地区は持続可能になるという実践が、このフォーラムの分科会でも交流されました。

山口県は、県による中山間地域づくり研究センターによる研究と、中山間地域づくり推進課を設置し中山間地や市町村支援に包括的に取り組んでおられます。私が注目したのは、継続的家計調査です。これは、家計簿に、どこの店で何をどれだけ購入したのかを継続的に把握することで、域外で使っていたお金の1%分を消費レベルで地域に落とし循環ができれば、人口維持の土台が形作られることを証明する調査でありました。県が、地域の持続のため、市町村や地域をサポートする姿勢の大切さを実感しました。

本府では、合併した福知山市は旧大江町や旧夜久野町の支所機能が弱まり、また京丹後市では合併後の旧町庁舎廃止の動きが起り、先の市長選挙で現職市長が落選し、現在は計画が止まっていますが、住民と地域の維持にとって切迫した事態です。そのうえ職員削減に加え、政府は今後、窓口業務の外部委託まですすめようとしています。「このままでは、地域がなくなってしまう」との声があちこちから出されています。

本府は、「人口ビジョン」で交流人口増をめざし、「海の京都」や「森の京都」など、観光を軸とした事業を進めてきました。私はこの間、いくつかの商工会や自治体職員さん、集落で頑張っておられる方々

と懇談をしてきました。共通して出されたのは、「短期間で結果を求められると、余計に地域が疲弊する」「受け入れのキャパシティを超えると、地域は壊れる」「I ターンで頑張っている若者や地域の自然を、観光のツールとして消費・浪費するやり方は続かない」など厳しい声です。そこでこうした方針は見直し、府内には一つもない「地域自治組織」をつくる支援を行い、集落の持続に行政として取り組むべきと考えますがいかがですか。

さらに、私は、これまでの振興局のあり方を見直し元の体制に戻すことや、市町村に府職員身分のまま配置することなどを求めてきましたが、必要な職員増を前提とし、身近で市町村支援ができる組織としての振興局の在り方を、現在の広域振興局体制でなく身近に配置することも含め見直すことが必要と考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】 まず、新しい料率の公表の問題なんですけれども、法定外繰入と一緒に言ったつもりだったんですけれども、そもそも、認める、認めないというのは何の根拠を持っておっしゃるのか、そんな権限は京都府にはないんですよ。地方自治法の体系から言ってもそんなものはありませんので、質問自身が私は意味がないと思います。

次に雇用と賃上げについてでありますけれども、京都府ではこれまでから、京都中小企業労働相談所において、労働相談を通じて現場の生の声を把握しますとともに、全国に先駆け、学生アルバイトの実態に関するアンケートを行うなど、雇用実態の把握に努めてきたところであります。労働相談は街頭での実施もあるんですけれども、厳しい状況を踏まえれば、周囲を気にすることなく、誰でも手軽に、府内のどこからでも受け付けられるという形で、フリーダイヤルなどのご相談に、私どもはそれを行っているわけございまして、そうした中でですね、平成 28 年度は 3130 件の、過去最高の相談を行ったところであります。これからもそうした面をしっかりと行っていきたいというふうに思いますし、府労働局、京都市が連携して、その中で実態把握にも努めていきたいというふうに考えております。

賃金の引き上げでありますけれども、京都府は国に対して、最低賃金の引き上げを求めているところでありますし、さらに、中小企業の生産性向上に向けた支援、同一労働同一賃金を原則とした、正規労働者と非正規労働者との格差是正、こうしたものも同時に要望しているところであります。今後とも雇用環境の改善に向けた取り組みを、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

高度プロフェッショナル制度の導入につきましては、功の面を経済界が主張し、罪の面をまた労働者側が主張しております。それぞれ、功罪あるんだと思いますけれども、こうした主張を踏まえて、やはり働く人たちの環境を守りながら、働く人たちが自分の能力を発揮できるような、そういう制度を国会において検討していただきたいというふうに考えているところであります。

次に、公契約条例についてでありますけれども、公契約だけ労働者保護とかですね、そういう話は私はちょっと違うんじゃないか。労働者は、公の契約であろうと、民の契約であろうと、等しく保護されなければならない、そういう体系をつくらなければ、私はいびつなものになるというふうに考えておりますので、その点では、労働者保護といった形を公契約大綱やそういったものに盛り込むということは考えておりません。その中で、私どもとしましては、公契約大綱に下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保を盛り込みまして、そして、最低賃金や労働関係法令の遵守義務、これは大きな枠をですね、きちっとある中でそれを守りましょうということですね。そして、こうしたものを必ず明記していく、また長期継続契約の対象にわたる条例に基づきましても、これは業務内容に応じて、複数年にわたる契約を締結できるようにしております。契約の発注者でありますので、私どもが発注をする中で守っていかなければなりませんから、そうした点では、京都府としてのやるべきことはやっているというふうに考えているところであります。あくまで契約のまさに当事者として、発注側としての対応でありますから、しっかりとできることはやっているということでもあります。

次に、住み続けられる地域づくりについてありますが、議員が触れられた 2015 年版の「日本再興戦略」ですけど、地方創生に関し、「地方が元気にならないければ国は元気にならない」んだとか、「人口減少と少子高齢化は地方において深刻だ、しかし地域には本当に数多くの地域資源が眠っている。地域の持てる力を磨いて潜在力を発揮できるようにしよう。そして地方の自立を強力に後押ししていこう」。こ

れはもうだれも反対はしないんじゃないかなというふうに思います。そしてその中で、毎年交付金が約1000億円と措置されている。別に政府のために地方を従わせるためにやってるんじゃないかと、私などはですね、何度も国に行って、これとこれをつくれと言って、つくっていただきました。そしてそれを京都府に引き込んできております。その中で、中山間地域の暮らしを支える拠点づくりを支援する「コミュニティコンビニ事業」や、広域観光交流人口対策となる「もう一つの京都」事業など、ハード・ソフトにわたる施策を積極的に進めているわけでありますので、私はちょっと、議員のご主張は理解に苦しむ点があります。

観光を軸とした期間限定の取り組みとのご指摘でありますけれども、「もう一つの京都」事業は、地域の資源をきちっとみんなで認識をして、それを連携・共同して、ずうっと頑張っていこうじゃないかということでありまして、例えば「海の京都」エリアの観光入込客数は、ターゲットイヤーの翌年増えまして、さらに本年度におきましても、ゴールデンウィークでもですね、またお盆の期間でも、お盆なんか12%増えている。ターゲットイヤー終わってから効果が出ているというのは、今の現実ですよ。そしてその中で、私どもがさらに連携をよくして、DMOははじめとして地域の皆さんの総力を結集して地域を盛り上げようという永続的な取り組みにしていけたらなというふうに思いますし、公共員を地域に20名配置して、市町村と連携して、コミュニティの活動も支援しておりますので、そうした点はご理解いただきたいと思います。

地方自治組織支援というのは、地域力再生事業でもしっかり後押ししておりますけれども、一番大切なのは、こうした組織で何をするのかということでありまして、ですから、そうした組織が「こういうことをやりたい」というのであれば、我々はですね、いろいろなメニューを持っておりますので、それを後押ししていくことはできるというふうに思っております。まず、何をしていくのだ、どういう目的で地域を頑張っていくのだということが、一番やっぱり地域にとって、自立を進め、地域を永続的に活性化するために、私は必要じゃないかなというふうに思いますし、その点は後押ししていけたらなというふうに思っております。

広域振興局につきましては、これは市町村の皆様からですね、本庁に足を運ばなければ結論が出ず解決が図れないとか、振興局は権限もなくしてむしろ本庁との直接のやり取りを阻害している、これは町村会からのご指摘で、このままでは広域振興局にするしかない。もっと権限を与えて解決能力を与えて専門性を付与しないと、町村から邪魔にされているという中で決断したものであることは、ご理解いただきたいというふうに思います。そしてその中で、局独自の予算のもと、地域活性化を進めるとともに、DMOなどについて総合調整機能を発揮する、そして広域振興局が中心となって産学公連携による移住促進の組織もつくるなどですね、かなり、今までにない広域的な活動をしているというふうに思っておりますので、今後とも広域調整機能を発揮しつつ、市町村をサポートするとともに、現地現場主義を重視した府政運営に努めて、府民満足を高めてまいりたいと考えているところであります。

【光永・指摘要望】雇用と賃上げについてですが、相談件数が3130件とおっしゃいましたけれども、私どもの調査では、行政に相談されたのはおよそ3%。相談窓口があることを知っているのも3%程度ということです。相談が多いからいいんだ、3000件あるからいいんだという話ではなくて、アウトリーチをしてしっかりと実態をつかんで、声を出せない青年たちに声を出せるように支援していくということが必要なので、そういう意味でもしっかりアウトリーチしていただきたいと思います。

公契約条例に関わっては、私も、先ほども質問でも言いましたが、ILOの条約でも、民と民の関係でも労働者保護についてはやらなくてはならないというふうに書いてあるわけです。もちろん、これは日本政府は批准していませんけれども。それだったら、行政が率先して労働者保護条項を京都府として入れて、その条項を民民の関係にもしっかり適用させていって、国際的には批准ができるように昇華させていくということだって、当然必要なわけですから、「これは民と民のことですからそれに口出しすることはできません」、「公だけやることはできません」みたいな話では、いつまでたっても労働者保護条項は出来ないわけです。まず京都府が率先してやったらいいじゃないかと。そのことを公契約条例に盛り込んで制定したらいいと。このことは強く求めておきたいと思います。

持続可能な地域づくりについてですけれども、私は先日、長野県に行ってきましたけれども、長野は今でも 77 自治体が残っておりまして、県の担当者は「市町村合併を住民投票により選択しなかったことで、コミュニティや文化が守れたとよく言われている。今後も県として市町村合併はしません」というふうにおっしゃいまして、私は、京都府とはだいぶ違うなと思いました。地方創生関連法案が提案された国会の冒頭で安倍首相が「地方創生」の成功事例としてあげた、例えば島根県海士町などは、いずれも平成の大合併をせずに自立を選択された自治体でありました。「地域活性化」の幻想に追い立てられて、予算獲得に走り回ってですね、そして結果として地域が梯子をはずされると。こんなことに陥るようなことを押し付けては絶対にならない。だから府としては住民自治、そして、市町村を水平的に支える役割とそれにふさわしい組織をつくる必要がある。私はそのことを指摘して次の質問に移ります。

「特色化」の名による教育条件格差とランク付けを見直せ 地元の声、生徒・保護者の要望に沿った高校づくりを

【光永】 質問の最後に、南丹地域のまちづくりと公立高校の在り方についてです。

私は昨年 12 月議会代表質問で口丹通学圏の府立高校の在り方の検討に際し、地域づくりの観点から丁寧な論議を求めました。その後須知高校と北桑田高校に、それぞれ「在り方検討会議」が設置され、今年 7 月初旬の第三回目の会議では、「校長案」が示されることになりました。そこでは、両校を存続させるための特色化として、須知高校は「食物調理科」の新設、「普通科」から難関大学をめざす支援態勢の強化等で、北桑田高校は「普通科」と「森林リサーチ科」の 2 学科・4 コースを維持し、「塾・予備校のサテライト校」の導入、美山分校は「便利な場所」への検討などが示されました。ところが、「検討会議」に初めて提案されたはずの「校長案」について、その是非の検討もなしに、府教育委員会が、次回会議までに「校長案」について「すぐにできること、中長期的な課題など整理をする」とまとめたことに驚きました。府教育委員会は、これまで一度も論議されていない「校長案」でいいとお考えなのですか、お答えください。しかも、これから検討するはずの「校長案」の一部である北桑田高校の前期選抜募集定員に京都市枠を設けることを、来年度の募集定員に反映しました。まだ方針も決まっていない、生徒や保護者、地域住民に検討内容も知らせないまま、どんどん既定方針化するやり方に疑問や不安の声が寄せられています。なぜ、こんなことになるのでしょうか、その理由をお答えください。

私は先日、南丹市園部町で開かれた「子ども、学校、教育、地域を語る」つどいに参加し、保護者の皆さんと懇談をしてきました。「小学校統合時、初年度は約 200 人の子どもがいたが、6 年後には児童数は半減した。とくに周辺からの子どもが減っており、学校が遠くなれば地域を離れてしまう。規模が小さくとも地域にとって学校は必要」との声や、中学生の進路選択について「子どもも親も、高校のランクと成績のバランス、複雑な選抜制度のシステムに振り回されている」、「口丹通学圏では、地元の『学区枠』が 80%あるのに、京都市内や学区外の高校を希望する生徒が増え、地元高校への進学希望が減っている」などの保護者の意見が交流されました。

また、北桑田高校、須知高校の在り方については、「地域にとって高校は必要。高校を残し、充実させるのは当然」という意見が多く、一方で、他の地域から生徒を呼び込み生徒数を確保する提案に対しては、「いくら特色やオプションをつけても、他地域の生徒を呼び込むには困難もある。地元の生徒や保護者の意見・要望を聞いて、地元の生徒が通いたい高校づくりを」、「少人数教育を導入し、先生を増やし普通科教育を充実してほしい」など要望が寄せられました。

そこでお聞きします。地元高校への進学希望が減っている背景には、小中学校の統廃合や府教育委員会が進めてきた「特色化」の名による教育条件格差とランク付けが一因と考えますがいかがですか。また三段階選抜は見直し前期選抜は廃止すべきです。さらに地元の子どもの行きたい高校づくりにむけ生徒・保護者・住民の意見をよく聞き、高校教育に反映させることこそ必要なではありませんか。

【教育長】 口丹地域の府立高校の在り方についてですが、現在、北桑田高校と須知高校の在り方を検討する会議を設置し、地域の方々からご意見をいただいているところでございます。検討会議の中で示さ

れた「校長私案」は、地域の方々から校長として学校の活性化にむけての思いを聞かせて欲しいという強いご要望を受けたものでありまして、2校の案はともに地元地域の方々の思いを受け止めたものという評価をいただいているところでございます。この「校長私案」には、教育内容の充実など校長の権限において実施できるものと、施設設備の整備など予算を伴うもの、また、実現に様々な課題があるものも含まれておりますが、ご質問の地元中学校での進路説明会で、中学生や保護者に校長が説明した内容は、校長として、これから学校をより良くしていきたいという思いを伝えたものであり、高校として今年度中にも新しい取り組みを行えるよう日々努力をされているところであります。

府教育委員会といたしましては、学校の在り方について、「校長私案」や又私案に対する検討会議でのご意見などをふまえて今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。また、今回、北桑田高校の普通科に京都市や乙訓地域からも志願できるように調整したことは、口丹地域にありながら高校の所在地は京都市にあるという今の特殊性や近年の同校への志願状況をふまえ、通学区域の調整として府教育委員会において決定したものであります。

また、地元の高校への進学者が少ない原因が、いわゆる高校のランク付けにあるとのご指摘についてであります。口丹地域においては、全体として、都市部である京都市内の高校や、特に私立高校を希望して進学する生徒が多い状況にあり、このことが主な要因であると考えています。

高校の魅力は、単一の尺度で捉えるものでは決してなく、様々な角度で輝くものであると考えており、各高校では、生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばせるよう特色ある取り組みを展開しております。

また、現行の入学者選抜制度のもとで、多くの中学生は、学校説明会等を通じて各高校の特色を把握し、自らの学ぶ意欲や興味関心、進路希望等に応じて主体的に高校を選択し、入学後も目的意識をもって取り組んでおり、前期選抜もその趣旨をふまえ積極的に活用されているものでございます。口丹地域の各高校におきましても、生徒や保護者、地域のニーズ等をふまえながら、魅力ある高校づくりに一層努めていくことが重要であると考えており、そうした学校の取り組みを教育委員会として支援してまいります。いずれにいたしましても、今後の府立高校の在り方の検討につきましても、これまでと同様に地元市町と連携し、地域の方々や関係者の皆さまから丁寧にご意見をお伺いし、府教育委員会として子どもたちにとって何が大切かをしっかりと見極めながら進めてまいります。

【光永・再質問】 教育長がおっしゃいますように、学校の在り方というのは、様々な尺度で考えるというのは、そうかもしれません。ただ、前提は、子どもたちや保護者がその事をどう考えているのか、あるいは、その思いを学校がどう受け止めるのかということであって、大事なものは、それらをしっかりと制度として担保するために府教育委員会が責任を持つということではないでしょうか。

丹後通学圏の場合では、府教育委員会が住民に押されるかたちで、不十分ながらアンケートとったり、説明会開いたり、今後のあり方を考える形をとらざるをえなくなってきました。口丹通学圏では全然違うんですね。須知高校と北桑田高校は、町づくりの観点も含め、そういった取り組みをなぜしないのか。あまりに内容が知らされなさすぎではないか。その点についてお答えください。

【教育長・再答弁】 保護者や地域の方々の思いを受け止めて高校の在り方を考えていくというのは当然のことでございます。丹後の場合はですね、面的に生徒の減少が、全体として進んでいくという状況がありまして、それに比べますと、口丹の地域については、全体というより特定の地域において著しい減少もある。それについて、まちづくりを含めて色々と考えていかれる地域の主だった方々、全て入って頂きまして、もちろん、保護者の代表も入っていただいたうえで、その在り方を検討するというところで、現在、取り組んでいるところであります。これからはしっかりと、様々なご意見を聞いて丁寧に進めていきたいと考えています。

【光永・指摘要望】 私が質問をしましたのは、府教育委員会が責任をもって検討して、住民の皆さんからの意見も聞いたり、子どもたちからの意見も聞いたり、それをふまえて責任をもって対応していく、説明会を開くということ、何でやらないのかということですので、その点について、今後しっかりと責任を持った対応をしていただきたいと思います。くれぐれも拙速なやり方はやめるように求めておきたいと思いま

す。

いずれにしても、今回の代表質問は、どの問題も京都府政が府民の皆さんや市町村をどう支援するのか、住民自治とは何かを問う角度から質問をさせていただきました。地方自治総合研究所研究員の方がおっしゃっていました。「国が掲げるモデル事業に身の丈を合わせ、補助金や交付金で事業を始める自治体は最初から失敗のリスクを抱えている」というふうに厳しく指摘されておりました。私は、今の京都府が進める、国方針にとびついて、先取りをして、それをトップダウンで強引に進めるやり方の転換こそ必要であると、改めて厳しく指摘して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【他会派の代表質問項目】

9月14日

■諸岡 美津（公明・右京区）

1. 自治体における内部統制について
2. 文化振興について
3. 肝炎対策について
4. 性犯罪の防止について
5. ディスレクシア支援について

■片山 誠治（自民・南丹市及び船井郡）

1. 今後の地方自治のあり方について
2. 文化庁の京都移転について
3. まだ見ぬ京都の姿について
4. 豪雨災害に対する防災対策強化について
5. 口丹地域の府立高校のあり方について

9月15日

■能勢 昌博（自民・長岡京市及び乙訓郡）

1. 公共事業の今後のあり方について
2. 教育における新たな取り組みについて
3. 少子化対策について
4. 阪急天神通踏切拡幅と通学路安全対策について

9月15日

■本田 太郎（自民・宮津市及び与謝郡）

1. 地域創生について
2. 高速道路網の整備について
3. 住宅宿泊事業法に関する施行条例について
4. 災害警戒区域等内の施設について
5. iPS細胞関連ビジネスについて

■松岡 保（民進・木津川市及び相楽郡）

1. がん対策について
2. 買い物弱者と交通弱者対策について
3. 地域振興対策と広域連携について
4. 大規模災害への救助体制について
5. 高齢者交通事故防止について
6. 主権者教育と投票率向上策について